

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」 開催要綱（案）

1 目的

技術の進展に伴い、電波の利用が陸・海・空・宇宙などあらゆる空間・あらゆる社会経済活動において普及・進化し、イノベーション創出の源泉となっているため、電波をデジタル社会の成長基盤として、ビジネスチャンスの一層の拡大に繋げることが重要となっている。

そのような中、デジタルビジネス拡大に向けて、今後の電波利用の将来像に加え、電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討することを目的として、本懇談会を開催する。

2 名称

本懇談会は、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電波利用の将来像
- (2) 電波政策上の課題
- (3) 電波有効利用に向けた新たな目標設定と実現方策

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本懇談会に、座長及び1名の座長代理を置く。
- (3) 本懇談会は、座長が運営する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長代理がその職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- (3) 本懇談会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本懇談会の開催期間は、令和5年11月から令和6年夏頃までを目途とする。

7 庶務

本懇談会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」 構成員 一覧

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長)	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授
(座長代理)	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	岡嶋 裕史	中央大学政策文化総合研究所所長
	クロサカ タツヤ	株式会社企代表取締役
	高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院学院長/教授
	高橋 利枝	早稲田大学文学学術院教授/ケンブリッジ大学「知の未来」研究所アソシエイト・フェロー
	中尾 彰宏	東京大学大学院工学系研究科教授
	中島 美香	中央大学国際情報学部准教授
	中村 亜由子	株式会社 eiicon 代表取締役社長
	平田 貞代	芝浦工業大学大学院理工学研究科准教授
	宮田 純子	芝浦工業大学工学部情報通信工学科准教授
	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授
	若森 直樹	一橋大学大学院経済学研究科准教授